



生活指導便り 第8号



平成30年11月29日発行
あきる野市立東中学校
校長 田島 弘之
生活指導部

H30年度 後期生徒総会

10月29日(月)の6時間目に実施された『H30年度後期生徒総会』は、新生徒会役員の下司進行のもと、一人一人がしっかりとした態度で臨み、素晴らしい雰囲気の中で終わることが出来ました。今後は、新生徒会長の2年3組●●●●さんを中心に生徒会本部役員や各専門委員長(中央委員会メンバー)等の仕事は、主に2学年の生徒が担うことになります。第2学年持ち前の「パワー」と「エネルギー」を前向きな形で発揮し、世代交代をした東中学校をさらに「生徒主体」の学校に発展させていってくれることを期待しています。

生徒総会本番に先立って体育館で行われたリハーサル終わりに、前生徒会長の●●●●くんから、新生徒会役員、新中央委員の向けて以下のような話がありました。

緊張感のある中で良い雰囲気のリハーサルでした。しかし、まだ、自覚が不足しています。「自分は見られているんだ。」ということをお忘れず、一人一人が意識し続けてほしい。「自分がリーダーなんだ。」「自分が学校を引っ張っているんだ。」という思いを全員がもち、それを姿勢、態度、表情、言動に表してほしい。一人一人が自覚と責任をもち、堂々と東中を引っ張っていき、東中をさらに発展させてほしい。

この話を受けて、一人一人の目つきや顔つきも変わり、東中を支える立場に立ったことを改めて自覚した生徒も多かったようです。また、このことが生徒総会本番の成功につながったようにも思います。先輩達の思いを受け継ぎ、今後の活躍の原動力にしていってください。

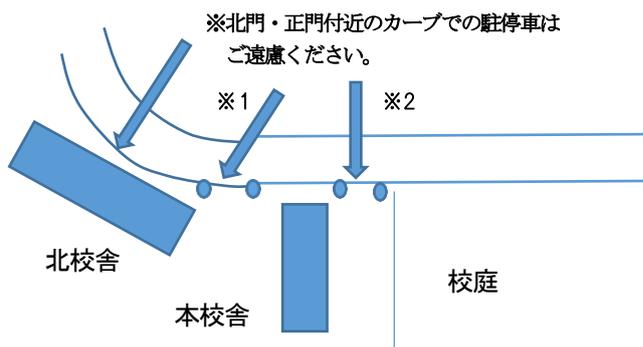


保護者の方へのお願い

4月当初の保護者会や生活指導便り等でお願ひしております通り、お子さんの送迎のために、学校正門前や北門前の歩道への車の乗り上げ、北門前の路肩停車は、安全上の観点(※)から禁止しています。地域の方からも、「非常に危険なのでやめさせてほしい」等、幾度となく学校にお叱りの電話をいただいています。再度、ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

※1 学校前の道路を車が往来するときに、カーブとなっているため、対向車と衝突する危険があります。また、対向車を避けようとしても、車道の端を自転車が通行している場合もあり、大変危険です。

※2 歩道は、人(生徒や地域の方)が安全に通行するために設置されています。また、自転車も徐行して通ります。十分なスペースが必要です。



女子の登下校時の防寒対策

登下校時の服装等の「原則」は、生徒手帳に掲載されている通りです。しかし、健康管理の観点から、「配慮」として以下のように「女子の防寒対策」を認めます。全校集会で話したことをまとめておきますので、各自確認して、体調管理に努めてください。

- 「ストッキング」、「タイツ」を「可」とします。
- 色は「ベージュ」で肌の色に極力近いものとします。
- ワンポイントや柄物は禁止。「無地」のものとしてします。
- 着用期間は12/1~2/28とします。(3月からは儀式的行事が増え、「正装」で参加になります。)

今年度は、試験的に行います。健康管理に努めるとともに、中学生らしい服装を心がけましょう。

子どもの虐待（ぎゃくたい）について ～「子どもへの虐待とは」～

児童福祉法 第一章 総則

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれつつ、且つ、育成されるようつとめなければならない。」 「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

親、または親に代わる養育者（内縁関係にある同居人も含む）によって、子どもの心身を傷つけたり、健やかな成長・発達を損なうような行為をいいます。具体的には次の4つの種類に分けられます。

<p>身体的虐待</p> <p>身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、首を絞める。 ・ たばこの火を押し付ける、熱湯をかける。 ・ 戸外に締め出す。食事を与えない。 	<p>心理的虐待</p> <p>子どもに著しい心理的な傷を与える行動等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉による脅し、脅迫 ・ 無視、拒否的な態度を示す。 ・ DV（家庭内暴力）を目撃させる。
<p>ネグレクト</p> <p>必要な衣食住の世話をせずつに放置したり、病気なのに病院に行かせない等、保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児だけを家に残し度々外出する。 ・ 適切な食事を与えない。衣服や体が極端に不潔。 ・ 配偶者や同居人による虐待を保護者が放置する。 	<p>性的虐待</p> <p>子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性的行為の強要、性的暴力 ・ 性器や性交を見せる。 ・ ポルノグラフィの被写体を子どもに強要する。

— 「躰」と「虐待」の違い —

(1) 躰には時期がある。 (2) 親のパワーの行使に一貫性がある。 (3) 子に主体性をもたせる。

「しつけは”おしつけ”ではない。」「おしつけられたことは身につかない。」

「いいウンチだねえ」と褒められていたのがある日を境に「おまるでしなきゃだめでしょ！」と怒られる。幼児にとっては理解不能。幼時自身が体感的に嫌になったり、おまるですることの意味を理解できたり、親の都合ではなく適切な時期を見計らって導くことがポイント。例えば少年Aの母親は生後一ヶ月でトイレでウンチをさせた。「なるべく早く正しい習慣を身につけさせよう」と思った。これは、不適切な扱い＝虐待

自分や周囲の生活環境を振り返ってみよう。「困ってる」こと、「悩み」があったらすぐ相談！

あきる野教育の日（12/1〔土〕）の取組

12月1日(土)は、「あきる野市教育の日」で、様々なイベントが各所で企画されています。東中の生徒の代表として、以下の生徒が参加してきます。

平成30年度 あきる野市大会

『中学生の主張大会』

会 場 ; 秋川キララホール

時 間 ; 13:00~16:15

発表者 ; 3年4組 ●● ●●

『 広まれ！「ヘルプマーク」 』

1年6組 ●● ●●●

『 感謝を忘れないで 』

運営役員 生徒会副会長 1年4組 ●● ●●

生徒会書記 1年5組 ●● ●●



平成30年度 あきる野市

『防災コンクール』



目 的 ; 地震の初期対応、消火活動、避難活動等の体験を通し、防災意識の向上と発生時の冷静かつ的確な行動を習得する。

会 場 ; 五日市会館 (〒五日市412番)

時 間 ; 9:00~13:00

参加者 ; 生徒会会長 2年3組 ●● ●●

生徒会副会長 2年4組 ●● ●●

野球部副部長 2年1組 ●● ●●